

(2) 酒母及びもろみの製造場数

区 分	製 造 場 数	左のうち休造場数
酒 母	5	-
も ろ み	72	16

調査時点： 平成17年3月31日

用語の説明： 1 「酒母」とは、酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、酵母を培養したもので、含糖質物を発酵させることができるもの、これにこうじを混和したものをいう。
2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。